

全国統計教育研究協議会規約

(名称)

第1条 本会は、全国統計教育研究協議会（以下、「全統研」と略称する。）という。

(事務局)

第2条 本会の事務局を東京都千代田区神田神保町3-6（公財）統計情報研究開発センター内に置く。

(目的)

第3条 本会は、統計教育に関する研究を行い、併せて、その推進及び普及を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前項の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- 1 統計教育に関する調査研究及び機関誌の発行
- 2 研究大会の開催
- 3 統計教育関係者の相互連絡
- 4 その他目的を達成するために必要な事業

(組織)

第5条 本会は、教職員及び本会の目的に賛同する者（以下「教職員等」という。）並びに都道府県関係機関又は団体をもって組織する。

- 2 本会は、その目的を達成するため、必要に応じ研究委員会を組織することができる。

(役員)

第6条 本会に、役員として、会長、副会長、総務理事、常任理事、監事及び顧問を置く。

- 2 会長は1名とし、統計教育に関し見識を有する者の中から理事会が選任する。
- 3 副会長は5名以内とし、統計教育に関し見識を有する者の中から理事会が選任する。
- 4 総務理事は1名とし、関東甲信越静地区の理事などの中から理事会が選任する。
- 5 常任理事は若干名とし、統計教育に関し見識を有する者並びに全国統計教育研究協議会及び各都道府県統計教育研究協議会の役職経験者の中から理事会が選任する。
- 6 理事は、本会を組織する各都道府県の統計教育研究協議会の会長をもって充てる。
- 7 監事は2名とし、総務理事が関東甲信越静地区の理事等の中から2名を推薦し、理事会の承認を経て会長が委嘱する。
- 8 顧問は若干名とし、理事会の推薦により会長が委嘱する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(研究委員会の委員長及び委員の指名)

第8条 研究委員会の委員長は、副会長又は常任理事のうちから、会長が指名する者をもって充てる。

- 2 研究委員会の委員は、研究委員長が指名する者をもって充てる。

(職務権限)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、これを代行する。
- 3 総務理事は、会務を執行する。
- 4 常任理事は、会務を担当する。
- 5 理事は、理事会を組織して、本会の運営に関する重要事項を決議する。
- 6 監事は、会計監査を行い、その結果を理事会に報告する。
- 7 顧問は、本会の運営について助言する。

(理事会の運営)

第10条 理事会は、会長が招集し、これを主宰する。

(常任理事会の運営)

第11条 常任理事会は、総務理事が招集し、これを主宰する。

- 2 常任理事会は、会務の執行に関する事項を決議する。

(会費及び分担金)

第12条 本会の運営に資するため、本会を組織する教職員等は、毎年度（4月～翌年3月）の会費を、本会を組織する都道府県関係機関又は団体は、毎年度（4月～翌年3月）の分担金を、賛助会員の個人・法人等は、毎年度（4月～翌年3月）の会費を、それぞれ納めるものとする。

- 2 前項の当該年度の会費及び分担金の額並びに徴収方法は、前年度の理事会の決議を経て、これを決定する。
- 3 会費又は分担金を支払わないものは、本会の会員たる資格を失う。

(経費の支弁)

第13条 本会の経費は、分担金、会費、寄付金その他の収入をもって支弁する。

(予算)

第14条 事業計画及び予算は、毎年、常任理事会が作成し、理事会の承認を得る。

(決算)

第15条 決算は、監事の監査を経て、理事会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第16条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(細則)

第17条 この規約の施行に必要な細則は、理事会の決議を経て、これを定める。

(規約の改正)

第18条 この規約を改正しようとするときは、理事会において、出席理事の3分の2以上の同意を得なければならない。

附 則

1. この規約は、昭和47年10月21日から施行する。
2. 昭和50年 1月25日 一部改正
3. 昭和59年 6月29日 一部改正
4. 昭和62年10月30日 一部改正
5. 平成15年 4月 1日 一部改正
6. 平成19年 8月23日 一部改正
7. 平成23年 8月18日 一部改正
8. 平成28年10月13日 一部改正